

《意図せざる結果》をめぐる《適確に評価されざる論争》 ——冷戦期における日本の防衛構想

*An Underappreciated Debate on the Unintended Consequences
of Japan's Defense Posture during the Cold War*

石田 淳*

要約

国際政治学分野に教科書は数多あれどもリーディングスは滅多に見かけない。なぜなら、そもそも論争らしき論争がないからである。そしてこの論争の不在は、専門領域ごとの研究者の棲み分けに由来する。この状況は研究の持続的発展を触発するものではない。とは言え、論争がなかった訳ではない。ただし、その意味が正確に理解されなければ、学知の蓄積はない。その論争とは、冷戦期日本の防衛姿勢の「意図せざる結果」をめぐる議論である。高坂正堯の「現実主義者の平和論」は、坂本義和の「中立日本の防衛構想」を、西太平洋におけるアメリカを基軸としたハブ・アンド・スポークスの同盟構造に起因する《同盟のディレンマ》を直視するものではないため、所期の安全保障効果をもたないと評価した。しかし坂本は、同時代のシェリングのコミットメント論を意識しつつ、《安全保障のディレンマ》を直視しない防衛構想は、所期の安全保障効果をもたないと論じていたのである。

キーワード：防衛構想、慎慮のリアリズム、安全保障のディレンマ、同盟のディレンマ、意図せざる結果

はじめに——論争なき棲み分けの平和

日本における研究者の組織化という面から言えば国際法学会（1897年創設）と政治学会（1948年創設）の狭間にあった国際政治学が独自の学会たる国際政治学会を組織したのは1956年のことであった。不平等条約の改正、民主化、周辺諸国との国交正常化といった課題が結成を促した上記諸学会において、それぞれの学問が形成されて行く。本稿では国際政治学について考えてみたい。

かつてH・ブル（Bull 1966, 362）が、国際政治学においては、政治思想、歴史、国際法の知的伝統を汲む「古典的アプローチ」と、一般命題の厳密な数理的証明や経験的検証を指向する「科学的アプローチ」が競合するに至った、との1960年代当時の状況認識を示したうえで、前者の擁護論を展開したことはよく知られるところである。大学における組織編成上、アメリカでは、歴史学部における外交史の教育・研究と、ロー・スクールにおける国際法の教育・研究が、政治学部における国際政治の研究・教育と制度的に切断されていた。これとは対照的に日本では、法学部、国際関係学部等において、国際政治学の教育・研究が外交史や国際法のそれと制度的に（と

* ISHIDA, Atsushi [東京大学]

りわけカリキュラムの上で) 共存したこともあって、国際政治学については科学的アプローチが知的覇権を握ることもなく、方法論的には学際的な広がりを誇ってきた¹。日本国際政治学会の場合、その学際的運営の制度的表現こそブロック制である。すなわち、理論、歴史、地域、争点の4ブロック間において、いずれのブロックも排除することのない多極共存 (consociationalism) あるいは権力分掌 (power-sharing) のブロック間バランス原則が、研究大会企画から学会誌編集まで、学会運営の隅々において尊重されているのである。

このような研究者間の棲み分けと相互不干渉は、研究者の多文化共存の知恵とも言えようが、その結果としての論争の不在は研究の持続的発展を触発するものではない。対話なき共棲 (「学会内別居」) は、数多の教科書は生んでも、リーディングスは減多に生みはしない²。

この傾向は国際政治学においては顕著に観察されるものだったが、日本の国際政治学にも論争はあった。ただそれは、国際政治学の文脈において読解を必要とする。

小論は、拙稿「トマス・シェリングを読む坂本義和——合理的選択論の選択的導入」(石田2016)の姉妹編にあたる。ここでは、民主体制と安全保障外交との関係を論じるなかで、戦後日本の研究者たちが冷戦期のアメリカの戦略論をどのように受けとめ摂取したのかを探りつつ、その独自の論理の展開を確認することを試みた。その構成は以下の通りである。まず第1節において、戦勝国アメリカの安全保障論における学知の蓄積の中に、経済学者T・シェリング (Thomas Schelling) の戦略論が学史に遺した足跡を確認する。次に第2節において、日本におけるシェリングの同時代的解釈——坂本義和と齋藤眞の外交論——を読む。そして「おわりに」において、その論考の独自性を考える。

1 「慎慮 (prudence)」と「実行の予想されるコミットメント (credible commitment)」

第二次世界大戦後の冷戦対立は国際政治に新たな構図をもたらした。第一次世界大戦の戦勝国と敗戦国とが対峙し、現状維持勢力と現状変更勢力との間の権力闘争が明確であった戦間期とは対照的に、第二次世界大戦の戦勝国たる米ソが普遍的イデオロギーによってそれぞれの対外政策を正当化した冷戦期においては、意図の誤認のリスクを最小化することが国際政治の重大な課題となった。現状変更勢力を現状維持勢力と誤認しては宥和の愚を繰り返すだけだが、逆に現状維持勢力を現状変更勢力と誤認しては「安全保障のディレンマ」が深刻化する (Morgenthau 1951, 149)。現状変更勢力に対する反撃の威嚇と、現状維持勢力に対する攻撃自制の約束とを使い分けられなければ、安全を確保できるものではない。

特定の行動の実行が、どのような意図を反映するものと関係国によって受けとられ、その認識に基づいてそれら諸国がどのような行動をとることの結果、どのような事態に帰結するのか。対外政策を評価するにあたり、道義の実現や法の遵守といった意図に基づいて評価するのではなく、帰結に基づいて評価する^{フルーデンス} 慎慮のリアリズムが主張された。意図が何であれ、特定の行動をとったために意図せざる好ましからざる結果が出来るようでは、それはむしろ害をなすとされたのである (Morgenthau 1952, 986, 988)。

この文脈において意図のコミュニケーションに外交の本質を見出し、安全保障外交論を積極的に展開したのが前述のシェリングであった。彼が取り組んだのが、冷戦の文脈において西側陣営の盟主アメリカが直面した戦略課題の一つ、すなわち、東西両陣営が互いに反撃の威嚇によって相手陣営に攻撃を自制させる相互抑止体制の下で、どうすれば反撃の威嚇を断行するという「意図の言明」に説得力を確保できるかという「実行の予想されるコミットメント (credible

commitment)」問題であった³。

冒頭で引用したブルが「科学的アプローチ」の急先鋒に位置づけたシェリングは、外交の本質は意図のコミュニケーションにあると捉えたうえで、関係国との間で好ましい価値配分を実現するには、威嚇にせよ、約束にせよ、言明された意図が確実に実行に移されるとの認識を相手国に与える「コミットメントの技術」が不可欠とした⁴。とりわけ、国際交渉のテーブルにおいて、譲歩をして相手の要求を受け入れることができないほど、つまり、国際合意の交渉者の手が縛られていて行動選択の裁量の余地が小さいほど、交渉者の交渉力バーゲニング・パワーが大きくなるという逆説的な論理を展開した。

たとえば、立法府の同意の下に外国政府と交渉する行政府は、その立法府が方針を変更することなどおよそありえない場合に、相手国政府に対して決然たる交渉姿勢をとることができるだろう。また、係争点に関して国内において事前に声明を発表し、交渉のテーブルにおける対外譲歩を難しくするような国内世論を喚起できるならば、交渉において有利な地位につくことができるだろう。さらに、民主主義国の政府は、国際交渉の道具として国内世論による制約を利用して、交渉のテーブルにおいて譲歩しないという意図の言明に説得力を確保することができるだろう。このように論じたのである (Schelling 1956, 286-287)。

この「行動の自由の逆説」ともいうべきシェリングの交渉力論を、国際合意の交渉者の裁量に対する国内の批准機関による制約という観点から応用したのが1980年代のR・パットナム (Robert Putnam) の二層ゲーム論である (Putnam 1988, 440)。また、国内世論による制約を理論モデル化した国際交渉論には1990年代のJ・フィアロン (James Fearon) の国内観衆費用論もある (Fearon 1994, 587)。このようにシェリングの1950年代の直観は、その後、半世紀以上に亘ってアメリカの国際政治学 (特に合理的選択論) の知的基盤であり続けたのである。

2. 同盟のディレンマと安全保障のディレンマ

戦後日本の国際政治学における理論的な政策論争の試みとしては、高坂正堯による坂本義和の防衛構想の批判はよく知られるところである。

その概略は以下の通りである (石田 2016)。坂本の「中立日本の防衛構想」(坂本 1959) は、日米同盟を解体したうえで、中立国が兵員を提供する国連警察軍が日本に平時から常時駐留し、その下に規模を縮小した自衛隊を置くとする防衛構想を示した。これに対して高坂の「現実主義者の平和論」(高坂 1963) は、駐日米軍の撤退という手段を通じて「中立」という目的を達成しようとする発想は、権力政治を十分に理解するものではないと論じた。すなわち、日本の基地から駐留軍を撤退しては、アメリカは極東において作戦行動の拠点を失うことになる結果、朝鮮半島の勢力均衡が崩れるから、米軍の撤退は極東の緊張緩和にも日本の安全保障にも資することはない。つまり、「坂本義和氏に代表される理想主義」は、「国際社会における道義の役割」を強調するあまり、権力政治的な帰結に対する慎慮を欠くとしたのである。

慎慮のリリアリスト高坂の批判は重要である⁵。たしかにこの論文において坂本は、西太平洋におけるアメリカを中心としたハブ・アンド・スポーク型の同盟構造を分析の対象とはしていない。アメリカはその同盟のパートナーたる日本、韓国、台湾などと日米安保条約、米韓相互防衛条約、米華相互防衛条約などの二国間条約を通じて結びついているが、アメリカの同盟国は互いに結びついていない。安保改定期の西太平洋におけるアメリカの戦力配置は、朝鮮半島に陸上兵力を「仕掛線 (trip-wire)」として配置しつつ、海兵隊の作戦行動の拠点は沖縄においていた。

1966年の高坂の論文が直接に論じるところではないが、1960年の安保改定時の「岸・ハーター交換公文」（1960年1月19日）を通じて導入された事前協議制度が、アメリカの日本における基地使用の自由（特にそこからの戦闘作戦行動の自由）を制約することになれば、それは日本の「巻き込まれる不安」を拭いさる一方で、韓国や台湾の「見捨てられる不安」を掻き立てる。このようにハブ・アンド・スポーク型の同盟構造においては、特定の条約の締約国の範囲で完結しない《拡大版の同盟のディレンマ》が発生する⁶。このことを坂本論文が考慮していないのは事実である。

では坂本に慎慮のリアリズムはなかったのか。坂本が1959年に「防衛構想」の文言をタイトルに掲げた論文を執筆するにあたって、防御用兵器（defensive weapon）論を意識したことは疑いようもない。

シェリング（Schelling 1959, 414）は、奇襲攻撃に関連して以下の通り述べていた。

「もしいずれの国家もその戦力は相手国の〔奇襲〕攻撃によって壊滅されることはないと確信するならば……、先制攻撃の誘惑にかられることはない。」

これは「相手国の反撃力」を破壊できないがゆえに、先制使用する動機が生まれない兵器こそ、防御用兵器であるとする議論である。当事国の「意図」がどうあれ、相手を武装解除できる攻撃用兵器にも見える兵器は、相互作用を通じて不信が増幅して緊張の激化という意図せざる好ましからざる結果を招くことになろう。防御用兵器については、それを先制使用しないという約束に説得力が欠かせないのである。

この議論を十分に意識したうえで、坂本は防衛構想を練るにあたり、それが「完全に防衛的性格のものであることが誰の眼にも明らか」（強調は原文のまま）であることにこだわった。この防衛構想が、相手国（この時期においてはソ連）の不安を掻き立てることなく、当該国（日本）の不安を拭いさることができるという意味で、「結果」において安全保障のディレンマを深刻化させることのない防衛構想であると考えたと思われる。

この意味において、平時から常時駐留する国連警察軍の下に規模を縮小した自衛隊を置くとした坂本が「軍縮論」者であったことは間違いがないが、安全保障のディレンマの深刻化に「帰結」しない防衛構想を練ろうとしたことにおいて慎慮のリアリストであったことも間違いがない⁷。坂本に議論を仕掛けた高坂は、坂本に代表される「理想主義」に、高坂が志向する「現実主義」が対峙するとしたが、私には、冒頭で引用したブルの整理を借りるなら、シェリング流の「科学的アプローチ」に触発された坂本の中立論が、高坂の「伝統的アプローチ」とかみ合うものではなかったとしか思えない。つまり論争はあったが、それはよく言われるような「現実主義」対「理想主義」のそれではなかったのである。

時に理想主義者と現実主義者との論争とも称される両者の論争において、実は高坂も坂本も防衛構想が持つ《意図せざる結果》を論じたのである。高坂は坂本の防衛構想は《同盟のディレンマ》を直視するものではないため、所期の安全保障効果をもたないとした。しかし坂本はと言えば、同時代のシェリングのコミットメント論を意識しつつ、《安全保障のディレンマ》を直視しない現状の防衛構想は、所期の安全保障効果をもたないと論じていたのである。

この時期、シェリングに触発されたのは坂本だけではないように思える。齋藤眞の『『国際信義』と『国内信義』——条約の調印と批准——』（齋藤 1960）も前述のシェリングの交渉力論を想起

させずにはおかないものだった。齋藤はここで条約の効力発生は、相手国との同意に基づく条約の調印と国内の同意に基づく条約の批准から成る（齋藤 1960, 15）としたうえで、アメリカの場合、「上院の同意が得られそうもないことを逆に武器として、相手国に譲歩させた」ことも多いだろうとの推論を展開した。さらに安保改定について、事前協議が条約本文に明記できなかったのは、行動の自由を確保したい軍の反対ゆえに、上院の同意が得られないだろうとのアメリカ側の主張があったのではないかとした（齋藤 1960, 26-27）。この同時代的な洞察の妥当性は、事前協議に関する合意（それは公表された岸・ハーター交換公文と非公表の討議の記録に分離された）を条約本体に明記することは、軍部を刺激しかねないとして回避されたとする最近の研究においてあらためて確認することができる（波多野 2010, 84）。

この時期、シェリングが「コミットメントの技術」の理論家であったことは既に述べたが、「コミットメントの芸術家」がいたとすれば、それはジョン・フォスター・ダレス（John Foster Dulles）ではなかったか。

朝鮮戦争勃発後、アメリカが西太平洋地域において講和条約や相互防衛条約を締結する過程において、ダレスは、アメリカの安全保障上の不安を解消するために、上院における条約批准の不成立を威嚇して相手国（日本、韓国、台湾）から次々とアメリカの欲する約束（保証）を引き出した（表 1 参照）。このように権力政治的な交渉を通じてアメリカが特定の同盟国から譲歩を引き出すことができたのは、威嚇の断行によってその同盟のパートナーに限定して不利益を被らせることができたからで、それを可能にしたのがハブ・アンド・スポークス型の同盟構造であった。

条約	アメリカの不安	同盟国の安心供与	威嚇手段
対日講和条約（1951）	日本による中華人民共和国との講和の不安	吉田書簡	交渉不能な上院（条約批准不成立を示唆）
米韓相互防衛条約（1953）	分断国家の戦争に巻き込まれる不安	アメリカの同意なき武力行使の自製の約束	交渉不能な上院（条約批准不成立を示唆）
米華相互防衛条約（1954）	分断国家の戦争に巻き込まれる不安	武力行使を「共同決定」事項とする交換公文	交渉不能な上院（条約批准不成立を示唆）

表 1 二国間条約を通じた同意確保

おわりに——学知は蓄積されるのか

核時代の国際政治は、相互抑止の世界である。相互抑止は、反撃の威嚇のみならず、攻撃の自製の約束にも説得力がなければ安定しない。

坂本は、国民の生命を保障しない（それゆえに戦争の政治的コストの小さい）政府は、攻撃の自製の約束に説得力を獲得できないと論じ続けた。「中立日本の防衛構想」でも、国民の生命を保障する責任が政府にあるとした。防衛構想の評価基準も、結果的にこの責任が果たされるのかどうかにあった。

この責任を目的として解釈する眼には、坂本の議論は理想主義と受け止められるだろう。しかし、これを手段としても解釈する眼には、その議論がシェリング本人の展開しなかったシェリング的議論であったことは明らかである。

国際政治学における論争の不在は、専門領域ごとの研究者の棲み分けに由来する。この状況は研究の持続的発展を触発するものではないことには冒頭で触れた。とは言え、本稿においてみたように論争がなかった訳ではない。ただし、その意味が正確に理解されないことには、論争がある（とされる）だけで学知の蓄積はない。

- ¹ 日本における国際関係論のカリキュラムとしては、1951年、東京大学教養学部後期課程の教養学科（英語名称は Department of Liberal Arts）に国際関係論分科が開設された。国際関係学部を有する大学としては日本大学、立命館大学、上智大学（名称は総合グローバル学部）など、国際関係学科を有する大学としては津田塾大学などがある。
- ² 「学会内別居」というフレーズについては、日本学術会議政治学委員会国際政治分科会・国際政治学会共催「公開シンポジウム 日本の国際政治学——学会のあり方と学問のあり方」（2012年10月19日、名古屋国際会議場）趣旨説明（日本学術会議第161回幹事会2012年9月21日資料、<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf22/siryo161-5-1.pdf>の18-19頁）参照。
- ³ もう一つの戦略的課題は、西側の多国間同盟たるNATOの防衛負担分担において、なぜアメリカの防衛負担が過重になるのかという「集合行為」問題であった（Olson and Zeckhauser 1966）。オルソンは、共通の利益を共有する集団の間では、他の集団構成員による共通利益への貢献に「ただ乗り」する誘因が働くため、「弱者による強者の搾取（the exploitation of the great by the small）」が生じるといふ逆説を論じた。国際政治においては覇権国の国際貢献への中小国のただ乗りがこれに該当する（Olson 1960, 35）。
- ⁴ 「コミットメントの技術（the art of commitment）」は、Schelling（1966）の第2章のタイトルである。
- ⁵ モーゲンソーに倣った慎慮のリアリズムは、Goldsmith and Krasner（2003）に近年の典型例を見ることができる。慎慮論については、そのp.59を参照のこと。また坂本のモーゲンソー理解については中村（2017、48-51頁）。
- ⁶ 通例、同盟のディレンマは特定の条約の締約国の間（安保改定期であれば、アメリカと韓国、あるいはアメリカと台湾など）で発生する。たとえば米韓、米華の相互防衛条約の締結は、韓国、台湾の「見捨てられる不安」を拭いさる一方で、アメリカの「巻き込まれる不安」を掻き立てた。一国の安全保障上の不安と、その相手国の安全保障上の不安とを同時に解消することは容易ではないという意味では、同盟のディレンマは安全保障のディレンマとその本質を共有するものである。
- ⁷ 坂本は、仕掛線としての国連軍の駐留が、関係国によってどのように認識され、そしてその認識に基づいて関係国がどのように行動し、その帰結として、果たして「国民の生命を保障する」という政府の責任が果たされるのかどうかを見通すことによって、国連になしうるものが、同盟に劣るか否かを比較衡量したのである。この帰結を重くみる論理構造は慎慮論のそれだが、国益論と結びつきがちな「慎慮」という文言はつかわれていない。

参考文献

- 石田淳. 2016. 「トマス・シェリングを読む坂本義和——合理的選択論の選択的導入」大矢根聡編『日本の国際関係論——理論の輸入と独創の間』勁草書房、93-114頁
- 高坂正堯. 1963. 「現実主義者の平和論」『中央公論』（1963年1月号）（高坂正堯. 2008. 『海洋国家日本の構想』中央公論クラシックスに再録）
- 齋藤眞. 1960. 「『国際信義』と『国内信義』——条約の調印と批准」『世界』（1960年3月号）、14-28頁（齋藤眞. 1962. 『アメリカ外交の論理と現実』東京大学出版会に再録）
- 坂本義和. 1959. 「中立日本の防衛構想——日米安保体制に代るもの」『世界』（1959年8月号）、31-47頁（坂本義和. 2015. 『権力政治を超える道』岩波現代文庫に再録）
- 中村研一. 2017. 「坂本義和——修行時代」初瀬龍平・戸田真紀子・松田哲・市川ひろみ編『国際関係論の生成と展開——日本の先達との対話』ナカニシヤ出版、37-53頁
- 波多野澄雄. 2010. 『歴史としての日米安保条約——機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店
- Bull, Hedley. 1966. "International Theory: The Case for a Classical Approach." *World Politics*. 18 (3): 361-377.
- Fearon, James D. 1994. "Domestic Political Audiences and the Escalation of International Disputes." *American Political Science Review*. 88 (3): 577-592.
- Goldsmith, Jack, and Stephen D. Krasner. 2003. "The Limits of Idealism." *Daedalus*. 132 (1): 47-63.

- Morgenthau, Hans J. 1951. *In Defense of the National Interest: A Critical Examination of American Foreign Policy*. Alfred A. Knopf, Inc.
- _____. 1952. "Another 'Great Debate': The National Interest of the United States," *American Political Science Review*. 46 (4): 961-988.
- Olson, Mancur. 1960. *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups*. Harvard University Press.
- Olson, Mancur, and Richard Zeckhauser. 1966. "An Economic Theory of Alliances." *The Review of Economics and Statistics*. 48 (3): 266-279.
- Putnam, Robert D. 1988. "Diplomacy and Domestic Politics: The Logic of Two-Level Games." *International Organization*. 42 (3): 427-460.
- Schelling, Thomas C. 1956. "An Essay on Bargaining." *The American Economic Review*. 46 (3): 281-306.
- _____. 1959. "Surprise Attack and Disarmament." *Bulletin of the Atomic Scientists*. 15 (19): 413-418. (Originally, Thomas Schelling. 1958. "Surprise Attack and Disarmament." Working Paper. P_1574. The Rand Corporation.)
- _____. 1966. *Arms and Influence*. Yale University Press.

